

鹿屋市告示第 330 号

鹿屋市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付要綱を次のように定めた。

令和 8 年 7 月 3 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 7 月 3 日 決 裁

鹿屋市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業におけるドナー及びドナーを雇用する事業所に対して助成金を交付することにより、ドナー及びドナーを雇用する事業所の経済的負担を軽減し、もってドナー登録の増加及び骨髄等の移植の推進に寄与するため、予算の範囲内において鹿屋市骨髄等移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 骨髄等 骨髄又は末梢血幹細胞をいう。
- (2) ドナー 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了した者をいう。
- (3) ドナー休暇 第4条に規定する通院等のため、勤務しないこととして取得する休暇（就業規則等に定める特別休暇に限らず、年次有給休暇その他名称のいかんを問わない。）をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象は、次に掲げる者とする。

- (1) ドナーであって、次の要件を満たすもの
 - ア 骨髄等の提供を完了した時点において本市に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されていること。
 - イ 国又は他の地方公共団体から、この要綱による助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていないこと。
- (2) 前号の者が勤務する国内の事業所であって、次の要件を満たすもの
 - ア 国又は他の地方公共団体から、この要綱による助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていないこと。
 - イ 国、地方公共団体、独立行政法人及び個人事業主でないこと。
 - ウ ドナーが複数の事業所に勤務している場合は、ドナーが指定する1事業所

に限る。

(助成対象となる通院等)

第4条 助成金の交付対象となる通院等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院等は除くものとする。

- (1) 健康診断又は自己血の採血のための通院若しくは入院
- (2) 骨髄等の採取のための入院
- (3) その他骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院及び面談

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1号の規定に該当するドナー 骨髄等の提供のための通院等に要した日数に20,000円を乗じて得た額とし、日数は7日を上限とする。
- (2) 第3条第2号の規定に該当する事業所 ドナー休暇の日数に10,000円を乗じて得た額とし、日数は7日を上限とする。

(助成金の交付申請及び請求)

第6条 助成金の交付を受けようとするドナー（以下「ドナー申請者」という。）は、ドナーが骨髄等の提供が完了した日から6か月以内に、鹿屋市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（ドナー用）（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等提供の証明書（入院日数及び通院日数が記載されているもの）
- (2) 助成金の振込先の口座情報を確認できる書類等の写し
- (3) ドナー申請者本人を確認する書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする事業所（以下「事業所申請者」という。）は、骨髄等の提供が完了した日から6か月以内に、鹿屋市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（事業所用）（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ドナーとの雇用関係が確認できる書類（雇用契約書の写し、在職証明書等）
 - (2) 骨髄バンクが発行する骨髄等提供の証明書（前項第 1 号のよる提出があった場合は省略可）
 - (3) ドナー休暇の日数を確認できる書類
 - (4) 助成金の振込先の口座情報を確認できる書類等の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- （助成金の交付決定及び額の確定）

第 7 条 市長は、前条の規定によりドナー申請者又は事業所申請者（以下単に「申請者」という。）から申請を受けた場合において、当該申請に係る書類等の審査を行い、助成金の交付を適当と認めたときは、助成金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を、鹿屋市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付決定及び交付確定通知書（別記第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付を不適当と認めたときは、鹿屋市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付却下通知書（別記第 4 号様式）により、申請者に通知する。

3 市長は、第 1 項の通知を行ったときは、申請者が指定する金融機関の預金口座に速やかに助成金を振り込むものとする。

（助成金の返還）

第 8 条 市長は、助成金の交付を受けた者がこの要綱に違反し、又は不正の手段により助成金を受けたと認めたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 3 日から施行する。

別記
第1号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

（申請者）

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

鹿屋市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（ドナー用）

鹿屋市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。
なお、助成金の交付に当たり、住民基本台帳その他の公簿等の閲覧及び関係機関への照会を行うことに同意します。

フリガナ				生 年 月 日	
氏 名				年 月 日	
		☐ 申請者と同じ			
住 所		〒			
				☐ 申請者と同じ	
交付申請額 (7日間で140,000円が上限)		円			
		(内訳) 20,000円 × 計 () 日間			
骨髄等の提供に係る 通院日		年 月 日		年 月 日	
		年 月 日		年 月 日	
		年 月 日		年 月 日	
		年 月 日		計 () 日間	
骨髄等の提供に係る 入院期間		年 月 日 ~ 年 月 日 () 日間			
勤務先	所 在 地				
	事 業 所 名	電話番号 ()			
	骨髄等を提供するための 特別休暇制度の有無	(あり ・ なし)			
振 込 先		銀行・農業協同組合		本店	
		信用金庫・ ()		支店	
		種 別	口座番号	口座名義人 (カタカナ)	
		普通・当座			

【添付書類】

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等提供の証明書（入院日数及び通院日数が記載されているもの）
- (2) 助成金の振込先の口座情報を確認できる書類等の写し
- (3) ドナー申請者本人を確認する書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

（申請者）

事業所名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

鹿屋市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（事業所用）

鹿屋市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

事業所名			
ド ナ ー 提 供 者	フリガナ		生 年 月 日
	氏 名		年 月 日
	住 所	〒	
	骨髄等提供完了年月日		
交付申請額 (7日間で70,000円が上限)		円 (内訳) 10,000円 × 計 () 日間	
振 込 先		銀行・農業協同組合 本店	
		信用金庫・ () 支店	
		種 別	口座番号 口座名義人 (カタカナ)
		普通・当座	

※国、地方公共団体、独立行政法人及び個人事業主は、助成対象となりません。

【添付書類】

- (1) ドナーとの雇用関係が確認できる書類（雇用契約書の写し、在職証明書等）
- (2) 骨髄バンクが発行する骨髄等提供の証明書（ドナー用で申請済みの場合は省略可）
- (3) ドナー休暇を与えた日数を確認できる書類
- (4) 助成金の振込先の口座情報を確認できる書類等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市骨髓等移植ドナー支援事業については、下記のとおり決定し、交付額は、交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 対象者氏名

2 交付決定額及び交付確定額 金 円

3 支給予定日 年 月 日

4 振込先 申請書記載のとおり

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付却下通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市骨髓等移植ドナー支援事業については、下記の理由により申請を却下することと決定しましたので通知します。

記

1 却下の理由